

長崎市告示第449号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項、第115条の15第2項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第6号の規定により、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び第1号事業の指定事業者から廃止の届出があったので、介護保険法第78条の11第2号、第115条の20第2号及び長崎市地域支援事業実施規則（平成18年長崎市規則第49号）第20条第1項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月11日

長崎市長 鈴木史朗

	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止年月日	サービスの種類
1	社会医療法人 健友会	デイサービス きらり 長崎市星取2丁目2番43号	令和8年 5月31日	地域密着型通所介護 ・介護予防通所介護相 当サービス
2	医療法人長寿会 清原龍内科	川口町パークデイリハビリセンター 長崎市川口町8番20号	令和8年 6月30日	認知症対応型通所介護 ・介護予防認知症対応 型通所介護